

2024年 1月30日（火）  
松阪市産業支援センター



## 松阪地区広域消防組合消防職員協議会第10回定期総会

松阪地区広域消防組合消防職員協議会

第10回 定期総会資料（議案・経過報告）

# 第10回 定期総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 立会人選出
4. 総会成立宣言
5. 2023年度活動経過報告
  - (1)活動経過報告
  - (2)会計報告
  - (3)会計監査報告
6. 議案
  - 第1号議案 2024年度役員体制案
  - 第2号議案 2024年度活動方針案
  - 第3号議案 2024年度松阪地区広域消防組合消防職員協議会予算案
  - 第4号議案 会費返金について
  - 第5号議案 松阪地区消防組合消防職員協議会活動の見直しについて
7. 閉会

# 目次

## 【1】2023年度 活動経過報告

1. 2023年度 役員体制
2. 定期総会等の開催
3. 諸会議への参加
4. 労働条件・職場環境の改善について
5. 専門部活動報告

## 【2】2023年度 会計報告

1. 2023年度 期末決算の概況説明
2. 2023年度 期末決算報告

## 【3】2023年度 会計監査報告

## 【4】議案

- 第1号議案 2024年度役員体制案
- 第2号議案 2024年度活動方針案
- 第3号議案 2024年度松阪地区広域消防組合消防職員協議会予算案
- 第4号議案 会費返金について
- 第5号議案 松阪地区広域消防組合消防職員協議会活動の見直しについて

## 【5】資料

1. 松阪地区広域消防組合消防職員協議会 会則等
2. 松阪地区広域消防組合消防職員協議会 備品一覧

# 【 1 】 2023年度活動経過報告

## 1. 2023年度役員体制

< 役員・特別常任委員・常任委員 >

役 職 名	氏 名	所 属	備 考
会 長	梶 川 泰	三 雲 分 署	
役 員	石 神 直 也	飯 高 分 署	
役 員	中 川 清 貴	勢 和 分 署	
役 員	山 口 吉 成	勢 和 分 署	
役 員	右 門 秀 敏	明 和 消 防 署	
役 員	山 本 岳 志	中 消 防 署	
役 員	長 谷 川 雄 一	中 消 防 署	
役 員	小 森 靖	予 防 課	
会 計 監 査	塩 谷 成 章	総 合 指 令 課	
会 計 監 査	松 原 浩 司	松 阪 市 派 遣	
常 任 委 員	川 口 瞬	予 防 課	
	井 上 直 樹	総 合 指 令 課	
	高 須 雄 祐	中 消 防 署	
	岸 竜 一	中 消 防 署	
	森 本 裕 介	三 雲 分 署	
	波 田 雅 之	飯 南 分 署	
	柘 植 翔 太	飯 高 分 署	
	田 中 悠 介	南 消 防 署	
	奥 田 祐 樹	南 消 防 署	
	谷 口 翔 大	多 気 分 署	
	西 田 祐 一	勢 和 分 署	
	野 瀬 史 成	北 消 防 署	
橋 本 拓 馬	明 和 消 防 署		
特 別 常 任 委 員	森 下 涉	多 気 分 署	
共 済 担 当	井 上 直 樹	総 合 指 令 課	

## 2. 定期総会等の開催

### (1) 第9回定期総会

2022年12月13日(火)第9回松阪地区広域消防組合消防職員協議会定期総会が開催されました。定期総会は新型コロナウイルス感染症対策、デジタル化推進の観点から役員がカリヨンプラザ会議室に集まり、オンラインにて会員が参加するハイブリット方式で実施されました。

2022年度活動経過報告、会計決算報告、会計監査がなされ、一括審議ののち承認されました。役員を選出についても、満場一致で承認されました。

### (2) 役員会

#### 第1回

2022年10月11日 東海ろうきん会議室

- ・弁護士相談について
- ・県消協役員会について
- ・松消協定期総会について
- ・松消協の今後について
- ・特殊勤務手当について

#### 第2回

2023年2月16日 オンライン

- ・今年度の役職、行事について
- ・消防長協議について
- ・講習等参加者への参加費支給について

#### 第3回

2023年5月15日 オンライン

- ・消防職員委員会への意見提出について
- ・常任委員の選任について
- ・福利厚生行事の実施について

### 3. 諸会議等への参加

2022年

月 日	目 的	場 所
9月1日	三重県消防職員協議会消防行政委員会	オンライン
9月4日	全国消防職員協議会定期総会	オンライン
9月4日	全国消防職員協議会幹事会	オンライン
9月15日	三重県消防職員協議会役員会	オンライン
9月16日	全消協東海ブロック幹事会	オンライン
9月29日	全消協中近東ブロック幹事会	オンライン
10月2日	全国消防職員協議会幹事会	東京都
10月11日	三重県消防職員協議会執行部会	オンライン
10月15日	三重県消防職員協議会定期総会	松阪市
11月8日	県本部オルグ対応会議	津市
11月14日	三重県消防職員協議会役員会	津市
11月25日	東海地連定期総会	愛知県
11月30日	東海ろうきん実務者研修	松阪市
12月2日	東海ブロック定期総会	愛知県
12月15日	全国消防職員協議会労働口座	東京都
12月17日	全国消防職員協議会幹事会	東京都
12月18日	東海地連オルグ協議	愛知県

2023年

月 日	目 的	場 所
1月20日	高山消防オルグ活動	岐阜県
2月9日	単協代表者会議	東京都
2月10日	全国消防職員協議会幹事会	東京都
4月14日	全国消防職員協議会幹事会	東京都
4月21日	中近東幹事会議	広島県
4月22日	中国ブロックユース会議	広島県
5月13日	中近東ブロック学習会	オンライン
5月27日	鈴鹿消防職員協議会 30周年記念式典	鈴鹿市
6月2日	中近東ブロック幹事会	大阪府
6月8日	全国消防職員協議会幹事会	広島県
6月9日	全国消防職員協議会研究集会	広島県
6月12日	東海ろうきん代表者会議	松阪市
6月14日	三重県消防職員協議会役員会	オンライン
6月16日	東海ブロック学習会	愛知県
7月6日	愛知県本部会議	愛知県
7月7日	全国消防職員協議会幹事会	東京都
7月10日	全国消防職員協議会幹事会	東京都



## 4. 労働条件・職場環境の改善について

### 労働問題検討部会の運用

労働安全衛生法で安全衛生委員会は月に1回以上開催されることが義務付けられますが、松阪地区広域消防組合では昨年まで年に1回の実施でした。

こういった状況が改善されるため協議会から消防職員委員会への意見提出を行い、労働問題検討部会が発足しました。実際に令和5年6月から毎月一度会議が開催され松阪消防における労働問題が検討されています。

この部会が運用される事で、今後は業務内において職場環境の改善が進められていく事となりました。

## 5. 専門部活動報告

### ○教養部

新型コロナウイルス感染症による活動の制限はなくなりましたが、教養のニーズも変化しており、各種講習への参加費の助成などを行う方針へ舵をきっているところです。

集合型の教養についても要望に見合った形を教養部で企画していく予定ですので、是非会員の皆様の意見を事務局までお寄せください。

### ○広報部

広報部は、松消協の活動内容を広報紙に掲載して配付することで、会員・会員以外の皆様に広くお知らせすると共に、ホームページの更新、会員へのメール・LINEを使用した連絡を行い、学習会や定期総会など、様々な協議会活動へ参加しやすい環境を作る役割を担っています。

また、会員でない方へ向けて活動内容の透明化を図り、新たな会員を増やすために積極的な広報活動を今後とも行っていきたいと考えております。皆様のご協力の程よろしく願いいたします。



## 活動内容等

- ・MSK(松阪地区広域消防組合消防職員協議会会報誌)を発行
- ・松消協ホームページ更新
- ・会員へのメール・LINE連絡
- ・その他広報に関すること

## ○厚生事業

会員のニーズが変化してきていることから、福利厚生事業の在り方について検討を行っているところですが、今年度も実施に至っていないところが現状です。福利厚生事業を楽しみにしていただいている会員の方に対しては心苦しく感じておりますが、会員の皆様の中でも良い提案がありましたら事務局までお知らせいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

## 【2】2023年度会計決算報告

### 1. 松消協2023年度期末決算の概況説明

- ① 歳入1.会計収入は4,376,520円で171,480円の減となっています。主な減収の要因は会員数の変動によるものです。
- ② 歳入1.予備費500,000円が決算額0円となっているのは、予備費未執行によるものです。2.前年度返金繰越743,900円が決済額0円となっているのは返金を雑費から支出したことによるものです。
- ③ 歳出4.旅費交通費(県内)が200,000円から60,930円となり139,070円の余剰は活動内容の自粛によるもので、(県外)は500,000円から1,048,086円となり548,086円の増となったのは、9月に実施された全国消防職員協議会定期総会が北海道で開催され、旅費が高額であったため8月に事前支給されたためです。
- ④ 歳出5.教宣費が170,000円から12,000円となり158,000円の余剰となりました。この件につきましては新型コロナウイルスの活動自粛の影響のためです。
- ⑤ 歳出7.渉外費200,000円から140,761円となり59,239円の余剰となりました。この件につきましても新型コロナウイルスにより親睦会や集会自体が自粛となり参加できなかったため余剰となったものです。
- ⑥ 歳出9.福利厚生費(1)厚生事業費が300,000円から2,000円となったのは、新型コロナウイルスの活動自粛によるものです。
- ⑦ 歳出9.福利厚生費(3)補助事業費が200,000円から0円となり200,000円となったのは補助事業の申し込みがなかったことによるものです。
- ⑧ 歳出13.雑費が50,000円から739,000円となり689,000円の増となりました。これは、昨年度の定期総会で議案可決した会費返還の実施を行い、それを雑費として計上したためです。

## 歳入 2022.9～2023.8

項目	予算額	決算額	備考
1.会費	4,548,000	4,376,520	
2.雑収入	180,000	71,916	
3.利息	161	21,225	
4.支給金		267,840	
(1)全国	300,000	426,420	
(2)県	170,000	275,080	
5.その他	20,000	26,640	
合計	5,218,161	5,465,641	

## 歳入(繰越金からの予算執行)

項目	予算額	決算額	備考
1. 予備費	500,000	0	
2. 前年度返金繰越	743,900	0	
合計	1,243,900	0	

## 歳出

項目	予算額	決算額	備考
1.事務費	50,000	56,050	
2.購入費	220,000	56,468	
(備品)			
(消耗品)			
3.活動費	1,300,000	1,391,000	
4.旅費交通費			
(県内)	200,000	60,930	
(県外)	500,000	1,048,086	
5.教宣費	170,000	12,000	
6.会議費	30,000	5,890	
7.渉外費	200,000	140,761	
8.支出金			
(1)全消協会費	756,000	756,000	
(2)県消協会費	252,000	252,000	
9.福利厚生費			
(1)厚生事業費	300,000	2,000	
(2)保険料	594,000	537,600	
(3)補助事業費	200,000	0	
10.積立金	200,000	0	
12.事務手数料	145,980	168,830	
13.雑費	50,000	739,000	
合計	5,167,980	5,226,615	

	令和4年9月1日現在	令和5年8月31日現在	
通帳残高	5,871,950	6,257,117	
帳簿残高	5,720,531	5,959,557	
積立金残高	1,500,197	1,500,197	

年度末における帳簿残高と通帳残高の差額は297,560円であるが、これは8月の活動における未払い額である。なお、9月29日に振り込み済みである。

## 松阪地区広域消防組合消防職員協議会 会計監査報告

2023年度会計決算報告を受け、証票書類と照合、確認の結果、会計収入支出とも経理事務は適正に行われていることを認めます。

### 記

#### 1 監査執行日時

令和6年1月11日9時00分～令和6年1月13日20時00分

令和6年1月18日19時00分～令和6年1月19日19時00分

#### 2 監査資料

現金出納帳・歳入歳出決算報告・貯金通帳・その他

会計監査

松阪地区広域消防組合  
消防職員協議会

塩谷 成章

松阪地区広域消防組合  
消防職員協議会

松原 浩司

第1号議案

1 2024年度役員体制案

役職名	氏名	所属
会長	梶川 泰	三雲分署
役員	石神直也	飯高分署
役員	中川清貴	勢和分署
役員	山口吉成	勢和分署
役員	右門秀敏	明和署
役員	山本岳志	中消防署
役員	長谷川雄一	中消防署
役員	小森 靖	予防課
会計監査	塩谷成章	総合指令課
会計監査	松原浩司	松阪市派遣
特別常任委員	森下 涉	多気分署
共済担当	井上直樹	総合指令課

## 第2号議案

### 2024年度活動方針（案）

松阪地区広域消防組合消防職員協議会では、職場環境の改善を行い、住民の安全と安心を守るために、以下の三つの主要方針に沿って積極的な活動を展開する予定です。

#### ① 特殊勤務手当再支給の推進

一方的に廃止された特殊勤務手当の再支給を強く求めるため、現在、全日本自治団体労働組合と協力し、管理者に対して要求を行う活動を準備しています。職員の働く環境と所得の低さは、業務効率と士気に深く影響を及ぼす問題であり、これらの改善は社会全体で認識されつつあります。特に、特殊勤務手当は職員のモチベーションと生活水準に直接的な影響を与えるため、その再支給は急務です。協議会は、具体的な提案と行動計画を策定し働きかけを行います。

#### ② 労働問題検討部会を活用した補勤体制の確立

協議会で意見提起した労働問題検討部会が昨年度から始動し、松阪消防において労働問題が業務として動き始めました。コロナ禍で顕在化した勤務人員の不足や非効率な補勤体制は、職員の健康と業務の質に大きな影響を及ぼしています。協議会は、これらの問題に対する解決策を積極的に提案し、労働問題検討部会を通じて、補勤体制の見直しと改善に向けた具体的な提案を行います。

#### ③ 職員の資質向上

近年、職員の不祥事が頻発していることは、協議会として重大な懸念事項です。職員のコンプライアンス意識の向上は、個々の職員だけでなく組織全体の信頼性に直結します。協議会は、松阪地区広域消防組合内でのコンプライアンス研修の強化、職員間のコミュニケーションの向上、倫理的な意識の高揚を目指し、具体的な取り組みを行います。また、職員が安心して働ける環境の構築と住民サービスの質の向上に努め、組織の信頼を高める活動に注力します。

## 2024年度 松阪地区広域消防組合消防職員協議会 予算(案)

歳入

2023.9～2024.8

項目	予算額	説明	前年度予算額	予算費増減額
1.会 費	4,248,000	通常会員141人 賛助会員 1人	4,548,000	-300,000
2.雑収入	150,000	自治労保険配当金 労金会員配当金	180,000	-30,000
3.利息	161	松消協口座利息	161	0
4.支給金				0
(1)全国	50,000	全消協の活動に対する支給金	300,000	-250,000
(2)県	30,000	県消協の活動に対する支給金	170,000	-140,000
5.その他	20,000		20,000	0
合計	4,498,161		5,218,161	-720,000

繰越金からの予算執行

項目	予算額	説明	前年度予算額	予算費増減額
1. 予備費	500,000	繰越金からの歳入費	500,000	
2. 前年度返金繰越	980,000	前年度事業返還金	743,900	236,100
合計	1,480,000		1,243,900	236,100

歳出

項目	予算額	決算額	前年度予算額	予算費増減額
1.事務費	50,000	コピー代、ホームページ維持費	50,000	0
2.購入費	220,000	備品、事務用品等購入費	220,000	0
3.活動費	1,300,000	協議会活動の費用	1,300,000	0
4.旅費交通費	700,000	協議会活動に伴う交通費	700,000	0
(県内)	200,000	県内での活動に伴う交通費	200,000	0
(県外)	500,000	県外での活動に伴う交通費	500,000	0
5.教宣費	140,000	講習会、松消協学習会等費用	170,000	-30,000
6.会議費	30,000	各種会議費	30,000	0
7.渉外費	200,000	各種懇親会参加費等	200,000	0
8.支出金				
(1)全消協会費	756,000	会費 600円./月	756,000	0
(2)県消協会費	252,000	会費 200円./月	252,000	0
9.福利厚生費				
(1)厚生事業費	140,000	福利厚生事業等費用	300,000	-160,000
(2)保険料等	511,200		594,000	-82,800
(3)補助事業	0		200,000	-200,000
10.積立金	0		200,000	-200,000
11.事務手数料	145,980	給料口座引落とし手数料	145,980	0
12.雑費	50,000	上記項目に該当しない費用	50,000	0
合計	4,495,180		5,167,980	-672,800

## 第4号議案

### 会費返還について(案)

令和4年9月1日から令和5年8月31日に実施した松阪地区広域消防組合消防職員協議会の事業について歳入及び前年度返金繰越から歳出を差し引くと982,926円が未執行予算となっています。(2023年度松阪地区広域消防組合消防職員協議会期末決算報告参照)

今年度の事業結果については上記の内容となりました。未執行の会費について会員に返還を提案させていただきます。返金金額については期間内の12ヶ月全て在籍し、全ての月に会費を納入した会員138名に対して1人7,000円、会費の一部を納入した方及び賛助会員に対して1人1,000円の返金を実施し980,000円の返金を実施させていただくことを提案させていただきます。



## 第5号議案

### 松阪地区広域消防組合消防職員協議会の活動の見直しについて(案)

2013年6月15日に結成した松阪地区広域消防組合消防職員協議会は結成から10年が経過しました。結成より

「明るく魅力的な職場作りを目指して」

「より良い住民サービスの向上を目指して」

「会員の親睦と信頼を深めるために」

と3つの活動方針のもとに活動を実施してきました。

結成から10年が経過し会員の皆様からは、様々なお声をいただきます。多くの会員の方からは特殊勤務手当に関しては協議会としての活動が必要である。との声があります。しかし、その他のものについては今後の活動の必要性も含め様々な意見があります。

こういった現状をふまえ、次年度では松阪地区広域消防組合消防職員協議会の各種体制を抜本的に見直していく事を提案させていただきます。見直し内容は「活動内容」「事務内容」「対外対応」「会費」等、多岐にわたります。結成から10年が経過した現在、「今後も協議会が必要か?」といった声もある事から上記のように内容を見直し、新たに会員の皆様に総会で議案として検討していただく事を提案させていただきます。



# 松阪地区広域消防組合消防職員協議会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会の名称は「松阪地区広域消防組合消防職員協議会」と称し、事務所を松阪市職員組合事務局内に置く。

(目的)

第2条 本会は松阪地区広域消防組合消防職員全体の相互信頼をもとに、親睦と連帯をたかめ、基本的人権を守り、民主的な明るい職場づくりと松阪地域の消防行政の推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に同意した松阪地区広域消防組合の消防司令以下の職階級の職員をもって構成する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 民主的な行政運営に関する調査研究活動
- (2) 職場環境の改善に関する活動
- (3) 会員相互の親睦と福利厚生に関する活動
- (4) その他、本会の目的達成のため必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

(総会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定期総会は毎年9月に開催することを原則とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が必要と認めたとき、これを招集する。
- 3 総会は、活動方針、会務報告、予算、決算の承認、役員を選出、会則の変更、その他、必要事項の審議決定を行う。
- 4 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。

(役員会)

第7条 役員会は、本会の執行機関とし、役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

(委員会)

第8条 委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員及び各職場で選出された委員で構成する。

2 委員会は、会長が招集し、議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。

(専門部会)

第9条 会長は会務を執行するため、役員会の承認を得て各種の専門部会を設置することができる。

(役員)

第10条 本会には会長及び5人以上の役員を置く。

- 2 本会に会計監査2名を置く。
- 3 本会に各職場より常任委員を選出する。
- 4 本会に各職場より委員を選出する。
- 5 会長が必要と認めるとき、本会に特別常任委員を置くことができる。

(役員を選出及び任期)

第11条 会長、役員、会計監査は総会において選出され、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 会長を除く役員は次条1項に定める担当職を役員会で承認し担当するものとする。
- 3 常任委員は、各職場より選出し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(任務)

第12条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、すべての業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、会長をたすけ、会務を処理し、会長、副会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 事務局次長は、事務局長をたすけ、会務を処理し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

- (5) 会計は、事務局長をたすけ、会計を処理し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 常任委員は、会議等の決定事項の会員への伝達及び会員の意見集約を行うとともに会務を執行する。
- (7) 特別常任委員は、会長から委任をうけた事項にあたる。
- (8) 会計監査は、本会の会計監査を行う。

(会 計)

第13条 本会の経費は、会費および寄附金その他による。

(会 費)

第14条 会費は、会員につき一律2,500円とし、年間12回以内徴収する。

ただし、長期間にわたり休職及び県外などに派遣される会員に関しては役員会の承認により会費を減額する事ができる。

- 2 会員は、前項に定める会費を毎月末日までに指定された口座などへ納入しなければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年の8月31日に終わる。

(加入及び脱退)

第16条 第1条により本会に加入し、また脱退しようとする者は、会長に文書により届けるものとする。

附 則

この規則は、2013年6月15日から施行する。

この規則は、2014年11月18日から施行する。(一部改正)

この規則は、2018年12月 8日から施行する。(一部改正)

この規則は、2019年12月17日から施行する。(一部改正)

この規則は、2020年12月23日から施行する。(一部改正)

## 手当等に関する規程

第1条 本会の会務のために活動する会員に対して支給する手当等に関し必要な事項を定める。

第2条 手当の支給は、次のとおりとする。

1.	(1) 会務活動手当	オンライン、事務活動	1回	1,000円
	(2) 会務活動手当	市内会議出向	1回	2,000円
	(3) 〃	市外（県内）	1回	2,000円
	(4) 〃	市外（県外）	1回	3,000円
2.	協議活動手当		1回	2,000円
3.	書類作成手当		1回	1,000円
4.	役務担当手当		1月	1,000円
5.	会務調整手当		1回	500円

なお、1 (1) (2) については会務が4時間を超える場合は1000円を加算する。

1 (3) (4) については12時又は18時をまたいでの移動が発生した際はそれぞれに1,000円を加算する

### 附 則

1. この規程の改正は、総会で行う。
2. この規程に定めるほか、会長が必要を認め役員会で承認した手当等については支給することができるものとする。
3. この規程は、2013年12月22日から施行し、2013年6月15日から適用する。
4. この規程は、2015年10月8日から施行し、2015年10月1日から適用する。（一部改正）
5. この規程は、2017年11月16日から施行し、2017年11月1日から適用する。（一部改正）
6. この規程は、2018年12月 8日から施行し、2018年9月1日から適用する。（一部改正）
7. この規程は、2021年12月22日から施行し、2020年9月1日から適用する。（一部改正）

## 旅費等に関する規程

- 第1条 本会の会務により出張する者には旅費を支給する。
- 第2条 市外への旅費は順路により計算する。ただし、会務の都合又は、天災その他やむを得ない事由があつて順路を変更した場合は、会長の承認を得てその経過した順路により実費を支給する。
- 第3条 会務を行う際にやむを得ず駐車場を利用したときは、その実費について支給する。ただし、会長が支給することが必要であると認めるときに限る。
- 第4条 私有自動車の利用については公共交通機関を利用することが著しく不便であると思われる場合、又は会長が認める場合は別表1に定める範囲内で支給する。
- 第5条 市外への出張は、別表1により支給することができる。ただし、特急料金は松阪駅を起点として白子駅、鳥羽駅又は名張駅からとする。又、車賃については高速代等を全額支給する。
- 第6条 宿泊にともなう費用の支出については会務を行う際の移動において、公共交通機関を使用すると会務の実行に支障が発生する場合は、別表1に基づき支給することができる。なお、関係機関において宿泊施設が準備されたものについては実費での支給とする。
- 第7条 Web会議に参加する場合は、3時間以下1,000円、3時間を超える際は2,000円の通信費を支給する。

別表1

区 分	自動車(1kmにつき)	公共交通機関	宿泊料(1泊につき)
県 外	30円	全 額	10,000円
県 内		全 額	10,000円

### 附 則

- この規程の改正は、総会で行う。
- この規程に定めるほか、会長が必要を認めた旅費等については支給することができるものとする。
- 原則、領収書を持ち帰り会計に提出をするものとする。
- この規程は、2013年12月22日から施行し、2013年6月15日から適用する。(一部改正)
- この規程は、2018年12月8日から施行し、2018年9月1日から適用する。(一部改正)
- この規程は、2020年12月23日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2021年12月22日から施行し、2020年9月1日から適用する。(一部改正)

## 費用補助等に関する規程

- 第1条 (1)消防行政運営の研究活動、会員相互の親睦活動、消防業務及び協議会活動に対する費用補助について必要な事項を定める。  
(2)本規程の適用については松阪地区広域消防組合消防職員協議会の一般会員に適用し賛助会員については適用しない。
- 第2条 消防行政運営の研究活動に対して役員会にて決定し費用補助を行う。ただし参加会員1人に対して交通費を除く費用が10,000円を超える費用補助が行われる場合には協議会会員全体に対し還元活動を実施する事を求めることができる。
- 第3条 会員相互の親睦活動の企画立案に対し役員会にて決定し参加会員1人につき上限1,000円までの費用補助を行う。ただし全会員への参加の呼びかけ及び会員のおおむね10%以上の参加を求めるものとする。
- 第4条 (1)松阪地区広域消防組合及び松阪地区広域消防組合消防職員協議会の各種活動において交通事案で発生した金銭的負担について上限金額50,000円までの費用補助を行う。  
(2)松阪地区広域消防組合の業務活動において必要となった法務相談等について上限金額100,000円までの費用補助を行う。  
(3)松阪地区広域消防組合の業務活動において感染症等の疑いが懸念される際に管轄市町もしくは近隣市町の宿泊施設を利用した際には1日につき上限金額2,000円までの費用補助を行う。  
(4)松阪地区広域消防組合の業務活動において感染症の疑いが懸念される際に公的機関による検査を実施した際には上限金額2,000円までの費用補助を行う。  
(5)上記(1)から(4)については会員からの証明書提出に基づき役員会で審議し費用の補助を実施する。

### 附 則

1. この規程の改正は、役員会で行う。
2. この規程に定めるほか、会長が必要を認めた費用補助については支給することができるものとする。
3. この規程は、2015年10月8日から施行し2015年10月1日から適用する。
4. この規程は、2020年12月23日から施行し2020年1月1日から適用する。(一部改正)



# 物品等の購入に関する規程

第1条 本会の会務の活動を行うために必要な物品等の購入及び維持管理に関する必要な事項を定める。

第2条 物品等の購入に関して、購入価格が1万円未満かつ耐用年数が1年未満のものを消耗品とし、購入価格が1万円以上のものまたは耐用年数が1年以上のものを備品として扱う。

第3条 消耗品の購入は、購入前に事務局へ確認を行う。領収書は事務局で保管し会計監査の際に提出する。備品の購入については事務局が行なうものとする。物品購入については原則現金での取り扱いとする。  
領収書の保管についてはデジタルデータでの保管も認めるものとする。

第4条 備品購入を希望する者は必要理由を書面にまとめ事務局へ提出する。提出書類をもとに備品購入の可否は、役員会において決定するものとする。ただし、金額が30万円を超える備品については、総会で出席者（委任状を含む）の過半数の同意を得て決定するものとする。

第5条 備品管理については、事務局が備品管理台帳を作成し管理に務める。

第6条 備品の保管については、常に使用する使用者が責任を持ち管理するものとし、事務局からの返却及び確認を求められた際は応じなければならない。  
また、常に使用しない備品の保管については、事務局の中から保管する者を選任し、保管しなければならない。

第7条 備品は、原則購入時の状態で使用するものとし、無断で改造等はしないこと。

第8条 備品の故障等による修理や廃棄に関する決定は、役員会において決定する。

## 附 則

1. この規定の改正は、総会で行う。
2. この規定は、2018年12月8日から施行し、2018年12月8日から適用する。

# 松阪地区広域消防組合消防職員協議会

## 賛助会員に関する規程

第1条 松阪地区広域消防組合消防職員協議会会則第3条に該当しない松阪地区広域消防組合の職員で本会の活動に賛同する職員を松阪地区広域消防組合消防職員協議会賛助会員(以下、賛助会員)とし必要な事項を定める。

第2条 賛助会員は松阪地区広域消防組合消防職員協議会の各種活動を実施しないことを基本とする。ただし、松阪地区広域消防組合消防職員協議会において実施している共済等、各種制度については利用できるものとする。

また会務において必要がある際に役員より協力を依頼し活動を実施するものとする。

第3条 前条で発生する活動費用は実費で支給するものとし「手当等に関する規程」「旅費等に関する規程」は適用しないものとする。

第4条 賛助会員の会費は、賛助会員1名につき一律1,500円の賛助金を年間12回納入する。

2. 賛助会員は前項に定める会費を毎月末日までに指定された口座などへ納入しなければならない。

第5条 本会に加入し、または脱退しようとする者は、会長に文書により届けるものとする。

### 附 則

1. この規程の改正は、総会で行う。
2. この規定は、2018年12月8日から施行し、2018年12月8日から適用する。

申請書

松阪地区広域消防組合消防職員協議会長 御中

松阪地区広域消防組合消防職員協議会賛助会員 申請書

私は、松阪地区広域消防組合消防職員協議会の趣旨に賛同します。

年月日 年 月 日

氏 名 印



松阪地区広域消防組合消防職員協議会脱退通知書

1. 氏 名 生年月日

2. 現 住 所 TEL

上記のとおりであるから協議会を脱退します。

平成 年 月 日

氏名 印

松阪地区広域消防組合消防職員協議会会長

殿

松阪地区広域消防組合消防職員協議会備品台帳(2022年12月1日現在)

品名	型式	購入年	管理部局	使用用途
ノートパソコン	TOSHIBA PBB15NB-SUA	2014年	事務局	協議資料、議事概要等の作成に使用
ノートパソコン	NEC PC-GN202FS 5	2014年	会計	会計事務に使用
ノートパソコン	NEC PC-GN202FSA 4	2014年	教養部	教養部事業に使用
ノートパソコン	TOSHIBA PAZ15GB-SDB-K	2018年	事務局	事務局事務に使用
ノートパソコン	TOSHIBA PAZ15GB-SDB-K	2018年	事務局	事務局事務に使用
プロジェクター	EPSON EB-W420	2014年	教養部	教養部事業に使用
携帯用プリンター	EPSON PX-S05B	2014年	事務局	会議等での書類印刷に使用
協議会旗(大)	横 180cm×縦 130cm	2013年	事務局	協議会事業での使用
協議会旗(小)	横 150cm×縦 100cm	2013年	事務局	協議会事業での使用

# 松阪地区広域消防組合消防職員協議会

## 活動理念

- ・ 明るく魅力的な職場作りを目指して
- ・ より良い住民サービスの向上を目指して
- ・ 会員の親睦と信頼を深めるために

疑問・質問・相談などはこちらへ

松消協メール

[info@msk-since2013.com](mailto:info@msk-since2013.com)